

議 事 録

会議名	平成22年度 第2回寒川町都市計画審議会		
日 時	平成23年1月25日（火）午後2時	開催形態	公 開
場 所	議会第1会議室		
出席者	<p>委員：鈴木委員、大川委員、日尾委員、小沢委員、三堀委員、齋藤委員、藤沢委員、中村委員、桜井委員、竹下委員、金子委員、宇田川委員、村松委員、保坂委員</p> <p>事務局：山上町長、前原都市建設部長、佐々木課長、米山主査、小林主任技師、春日主任主事（都市計画課） （欠席者：今井委員）</p>		
議 題	<p>（1）寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項の許可について（諮問）</p> <p>（2）都市計画道路見直しについて（報告）</p>		
決定事項	寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項の許可について		
<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>（中村会長）みなさん、こんにちは。今年2回目の審議会、今日私は電車で来ましたが、寒川の駅からここまでの間、整備が進んでおりまして、どんどんまちが出来上がっていくその中で、色々と課題がでてきているかと思いますが、これから先のまちづくりの中で駅の周りをいかにきちんとしていくかというのは、すごく大事な課題だというのは言われております。そういう意味で、すごく期待をしております。今日は、それに係わる案件ともう一つ、報告事項でとても大事な話題がでてきております。短い時間ではございますが、ご審議の程お願いいたします。</p> <p>3. 議題</p> <p>（1）寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項の許可について（諮問）</p>			

(中村会長) 本日は、寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項の許可について町長より諮問があるということです。よろしくをお願いします。

(山上町長)

(1) 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項第の許可について (諮問)

(中村会長) ただいま諮問のありました案件につきまして、審議に入りたいと思います。この案件につきましては、町長からご要請がありましたように、本日答申の形で審議を進めることでよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) それでは、事務局の方から資料の説明をお願いします。

(米山主査) 【資料1、2、参考資料1、2、3の説明】

(中村会長) はい、説明ありがとうございました。それでは、諮問のありましたこのことについて審議に入りたいと思います。質問、ご意見等がございましたらどうぞ。

(小沢委員) 参考までにお聞きかせ願いたいんですが、クリーニング店舗から工場に用途変更ということなんですけども、クリーニング屋というのは保健所の許可が必要だと思うんです。その関係の用途変更に関しての厚生省の許可はどうなっているのかが一点と、工場にするとYシャツの水洗いの作業のみというお話したが、こちらでは用途変更の許可と言うんだけど、後々は保健所がやると思うが、役割はどうなっているのか。

(米山主査) クリーニング業を始める場合に、委員さんのおっしゃるとおり保健所に届出が必要となります。その他必要な関連する事項が、建築基準法の関係で平塚土木事務所の建築指導課に相談に行って、地区計画以外の一般的な建築基準法に関する部分を事前相談で協議が済んでまして問題がないということでございます。

同じく神奈川県湘南地域県政総合センター環境保全課で水質汚濁防止法に関する許認可の権限を持っていて、こちらでも事前相談が整

っております。申請すれば大丈夫だということです。

町の下水道課は、下水道法に基づく特定施設設置許可書届出書というのがあります。こちらでも事前相談が済んでおります。受理するだけという状況ということでございます。

消防につきましては、先ほど説明させていただきましたが、火災予防条例について、設備等について事前相談が済んでおります。こちらが済んだ後に、申請をして現地を確認するという手続きになります。

一番の大元の保健所ですが、こちらは管轄が茅ヶ崎保健所になります。クリーニング所開設届を届け出るのでありますがこちらでも事前相談は済んでまして、地区計画の部分がクリアされれば申請を受理するということの確認は取れております。

2点目の今後については、現在水洗いということで伺っております。仮にこの地区で、ドライクリーニングを始めてしまう心配としてあるんですが、こちらにつきましては第一種住居地域になっております。用途地域で規制されております。ドライクリーニングはできない地域になっております。できるものは、50㎡以下で薬品を使わないということになりますので、面積的には作業場を広げなければ50㎡以下ですが、薬品を使うドライクリーニングということで引っかけますので、建築基準法で担保されておりますので問題ないということで、今後についても平塚土木事務所と連絡を密に取って漏れのないよう努めたいと考えております。

(藤沢委員) 建物の説明がございましたけども、この方の営業能力といえますか、営業規模というのはどの位なのか。例えば、従業員が何人位だとか、ちょっとご説明があったが、洗濯機は普通の家庭のより大きい位だとか、この洗濯機の出力はどの位だとか、乾燥機もどの位の能力なのか、Yシャツだけではないと思うので、Yシャツが主流であっても水洗いだったとしたら排水はどうなのか。浄化槽はどういう設備なのか、あるいは新堀へ直流の形を取られるのか、その辺のご説明を。従業員が何人でどの位の規模によって判断したいと思っております。

(米山主査) 1点目の従業員、営業規模の部分については、参考資料の中で町の条例と施行規則が付いていて、申請するのに添付事項がございまして、その範囲内で調べております。申し訳ないですが、従業員の数ですとか売上げですとか、法人の営業に関する状況は調査しておりません。

機械については、確かにイメージしづらい部分があり写真等も用意はしていますが、小さいので分かりにくいですが、カタログは手元にありますので、お見せしますか。

(中村会長) 回覧できれば、回覧した方がいいですけども、元々申請にかかる書類は出ていて、判断に必要な書類は出ているんですよね。

(米山主査) はい。

(中村会長) 地区計画の中で問われているのは、面積であり環境への影響であると。そこについてはクリアーしてあり、更に追加して情報をいただきたいというのがご意見ですよね。今、手元にある範囲で対応できればと。

(米山主査) 排水については、先ほど下水道課の下水道法に基づく事前協議が整っているということで、詳細の届出が手元に有りますので。

(中村会長) 結論としては、下水道課の部署で事前の協議は終わっていると。

(米山主査) はい。

(中村会長) その資料は、手元にあると。

(米山主査) はい。回覧で見させていただきます。

(中村会長) ご質問の従業員の規模等は、今のところ資料はないのですね。

(米山主査) はい。

(中村会長) 導入する機械であるとか、下水道がらみの影響、Yシャツ以外でありますか。

(米山主査) Yシャツ以外で聞いておりますのは、綿のシートと綿の作業着、綿製品が出てきた場合。

(中村会長) 綿製品は受け付けると。資料は回覧していただくことにします。

(藤沢委員) 例えば、営業規模と従業員の数、車両の数がどれ位だとか必要だと思うんですよ。先ほどの答弁だと、ある程度町の基準をクリアしているというけれども、やはり水洗いが多いものだと必ずご近所から色々ある。Yシャツだけとは限らない、今クリーニング屋さんには相当競争がシビアですから、注文があればどんどんやる。

私が心配するのは、例えば一之宮二丁目にあったクリーニング屋さんは基準の範囲の中だけれどもご近所からいろいろあってやむを得ず小動の方へ転出されたら、基準の中でもご近所からと。本当に基準の中なのかと。この方が本当に基準なのか、どうか。申し上げられない部分がありますと言われるけれども、やはり私は当然都市計画審議会の中であったことはよそに行って喋るはずはないのだから、ある程度は従業員が何人だかで基準内ですというのと、やはり私は一之宮のことは何だったんだろうと。新たにこれを、順調に認めていいのか或いはこういうこととこういう部分については、再度調査をすることが私は必要だと思うのですが。何でもかんでも鵜呑みというのは。ましてはあの辺は人口密度が高い所ですから。

(中村会長) 車に関しては、使う台数が同じという説明ですよ。

(米山主査) そうですね、搬入配出の回数は1日2回で変わらないです。現在も取次店なので、当然車が入っています。

(中村会長) 今おっしゃったとおりで、一之宮の話ではないですけども、都市計画審議会で判断できることは、都市計画の地区計画で定められているところに対して抵触するかどうか。その一点で、そこに抵触しないという判断なら今回のところは、それを認めるということでもいいと私は思います。そのところで審議したいと思います。

(鈴木委員) 環境については、ここに記載されていますが地区計画の内容については、大雑把に言って3つあると思うんです。市街化の開発の問題とスプロール化を防止するものと環境を汚さないという3つのいずれかを選択するのが地区計画の基本的な内容であると思うんです。この内容の検討については、少なくとも環境観的に同意する一つの

こととして、比較していくとすれば地区計画の中で、一つの都市計画の中でも触れておられるのですが、やはり町が条例としてひとつきちんと内容を固めている地区計画については、少なくとも町の独自のまちづくり、いわゆる都市計画の計画に基づいて決定するとなっていますから。だからこそ許可制でなくて、届出制でいいとなっている訳です。ただし、ここでただ今の説明では、その内容として審議されたかは触れていない。これから提出して審議されるかどうか。特定行政庁から審査されることになっているはずですね。この辺は、どのように取り組むのですか。

(中村会長) その辺は、説明になりますね。

(米山主査) 言われるとおり、特定行政庁は平塚土木事務所になるのですが、先ほど申したとおり、事前相談という形で相談していただいております。今回は、特に届出ですとか確認申請が必要な事項は、用途変更の中で一切ないということで、引っかかるのは町の条例に引っかかること。それについては、町で相談してくださいということで、こちらにお見えになりまして、その協議している中で、16条の許可申請を提出したということなので、こちらに書類が上がってきましたので、審査を進めているということになります。その他いろいろ特定行政庁から、消防ですとかそういった指示事項は受けておりまして、先ほどご説明させていただいた範囲の中で全て済んでいるということになります。

(鈴木委員) であれば、第一種住居地域ですから内容については、生活上影響がないと地域に対して悪影響を及ぼせんと町の方は判断したということですか。

(米山主査) そうです。

(中村会長) 第一種住居地域、それに対して更に地区計画が掛かっていて、用途の指定があって、その8番目の工場のところに対してクリーニングの水洗いをやるというスペースをどう判断するか。それは、特定行政庁の平塚土木事務所から始まっていて、先ほどの中にもありました色々な質問の中でもあって、ただ地区計画の判断は寒川町の都市計画審議会ですなさいという経緯があったというのが一連ですね。

(米山主査) はい。

(鈴木委員) クリーニング屋で、溶剤の使用は内容的にはちゃんと調べてあるのでしょうか。

(米山主査) 今回、水洗いということなので、薬品類ですとかそういったものは使用されないという中で、建築基準法上で規定されている部分、薬剤の部分の建築基準法別表第2のり項第3項(3)のところ、商業地域の部分でそちらの部分を準用、準用という形で、第一種住居地域になっているんですが、そちらの部分で今回使用する内容については、水洗いということなんで、これに該当しないということで、平塚土木事務所から用途地域的には問題ないという回答をしたという報告を受けております。

(中村会長) 建築基準法で建築許可申請の方で、そのチェックがあつて、チェックがされたということを知りました。

(米山主査) はい。

(藤沢委員) 先ほどから、水洗い、水洗いとおっしゃっておりますけども、この書類の中で酢酸ビニール樹脂エマルジョンを30%無処理で公共下水へ、水洗いだけじゃないはずでしょう。酢酸樹脂を使っている訳でしょう。酢酸ビニール樹脂エマルジョン30%液で洗う訳でしょう。それを無処理で公共下水に流すと書かれている。それでいいのですか。それで水洗い、水洗いとおっしゃる。ただ、水だけで洗ったものなら公共下水に流しても。口頭の説明で水洗いとおっしゃったって、これに酢酸エマルジョンを使っているんですから。30%と書いてあるんだから。あるいは、それが40を超えたっていちいちどうこう言えないだろうなど。従業員が何人で、車が何台ということも分からないで影響がありません、影響ありませんと言うと、じゃあ一之宮の前例が出てくるとかえってこの申請者に気の毒だと。やはり、町はある程度の指針を出してあげないと、かえって住民に対しては、不親切ではなからうかなと思うのですが。

(米山主査) 水洗い、水洗いと不適切で申し訳ございませんでした。先ほど言った別表のドライクリーニングの定義で、引火性溶剤を用いるド

ライククリーニングという部分が、用途地域に係わるか係わらないかということで、それかそれ以外という説明の仕方が適正で、説明の仕方が悪くて非常に申し訳ないところです。下水道法については、私も熟知してなくて、先ほどの5つの審査機関で。

(中村会長) 公共下水にどういう物が流れてくるのか、審査してあるのですね。

(米山主査) はい。してあって、その届出を出せばいいという。

(中村会長) 酢酸がでるということは、審査されているんですよね。それを、堂々と言ってください。

(米山主査) はい。

(中村会長) 説明として、クリーニング屋さんのお店では、ドライクリーニングか水洗いと言っているんだけど、正確には引火性のある薬品を使っている洗浄とそうじゃない洗浄があって、それが建築基準法でちゃんと仕分けがされていて、今回の場所に関しては、元々の建築基準法上の用途地域の規制があるから引火性は使っていない、その酢酸は使っている。それに関しては公共下水の下水道の審査は行われている。

(桜井委員) 環境評価について、特に問題はないと思うのですが、騒音と振動については、何か基準となる数値というかそういうものがあるのか聞きたいのと、現時点では問題なくても将来的に大きな機械を入れた時に、より振動や騒音がでるという可能性がないのですか。それは、後でチェックできるのかどうかをお聞かせください。

(中村会長) 騒音、振動の件で。

(米山主査) 基準値はありまして、騒音の関係は、県と町の環境課の方に確認させていただいて、用途地域で基準はあるそうです。手続きは、事前にクリーニング業を営む場合にどうのこうの話しを伺いまして、事前にこの数値だと問題があるとかの数値は定められておりまして、事前に予測して届出する手続きではなくて、それに違反した場合は問題という内容で、手続きとしては事前はないと聞いております。



(中村会長)環境アセスであるとか大規模店舗でやるような事前に騒音を予測する手続きはないと。ただし、ある程度以上の騒音が発生した場合は、それは違反になると。

(米山主査)はい。他の店舗で実際にどのようなものか、口頭で申し訳ないですが、騒音を計る機械を借りて試してみたところ、店舗工場の場所が幹線道路の前で、周りの騒音を拾ってしまいまして測定ができなかったと。場所でいうと、用田踏切という寒川駅の近くの踏切のそばで、同じクリーニング店をやっている申請者の協力を得まして、試みたのですが周辺の音がうるさすぎて、中の音が確認できなかったところでした。

(中村会長) 答弁には、なってないですね。

(竹下委員)先ほどの説明で、機械の方は家庭の洗濯機より静かだとおっしゃったが、それはどうやって担保されたのですか。

(米山主査)実際に同様な設備を見させていただいて、騒音、振動を吸収する構造ということで、バネで振動が全くでない様になっていて、バランサーが付いていると聞いておりまして、偏りもなく脱水時の騒音ですとか、その辺が発生しない構造になっていることから判断したもので。

。

(竹下委員)実際に、動かして計測してみれば良い訳でしょう。そういうことを、実際には全然やっていないのでしょうか。

(米山主査)試みたのですが、あまりにも周りがうるさくて。実際に機械を動かして、何デシベルと測定する器械を持ち込んでやったのですが周辺の道路、外からの騒音にかき消されて、とても音が拾える状況ではないということで、そもそも事前に届出等が必要ないと知っていたのですが、先生のおっしゃるとおり事務局として確認したいということで、行動は行ってはいたのですが、あまり成果が出なかった。実際には、村田商事さんの建物の横に、今工場があるんですけども、全面道路の騒音で、全く機械自体の音が拾えない状況でした。他の項目の様に、事前に届出とか審査があれば良かったのですが、それについては、基準値はあるけども、そういったものがないということで、機械の構造ですとか、

配置、壁に付いていないという項目で、判断いたしました。

(竹下委員) そうすると、隣の家の人の影響がおそらく一番大きそうな感じがするんだけど、騒音の基準値がある訳で、基準値が確認されていないということになってしまうのではないですか。基準値というのは、何デシベルになっている訳ですか。

(米山主査) 時間帯によって変わってくるのですが、日中午前8時から午後6時の住居地域ですと、55デシベルということで、騒音規制法による数値で。

(中村会長) 騒音規制法では、そう決まっている。それは、事前にどうこうではなくて、起きたらですよ。発生したらですね。

(米山主査) はい。これは隣地との境界線で測定する数値です。

(中村会長) 今、手持ちの情報は実際に事務局が聞かれたということもあるとして、震動源となる機械の設置の場所と騒音を吸収する構造になる予定というところまではいいですか。そこまでですね。騒音規制法については、クリーニング屋さんにご存じですか。

(米山主査) こちらの方からは、確認は取っていないです。

(中村会長) そこがちょっと、問題ですね。作業時間は、6時までの規制だけですね。夜間の規制には、ならないですね。

(米山主査) はい。

(中村会長) 他にご質問ございますか。

(桜井委員) 念のためにお伺いしますが、隣接の建物が一番気にされると思うのですが、隣接の方への事前説明の必要はないのですか。やられる予定はありますか。

(米山主査) こちらは義務等ではないのですが、元々換地前、区画整理をやる前には、こちらはクリーニングの作業をされて、従前の場所に換

地されて戻って来ているのですが、その前は作業されていて、町の区画整理に協力して一旦出て行っていただいたのですが、店子さんで補償が出て行く分しかなくて、その時に帰ってくれば良かったのですが、景気が傾いて機械を戻せなくて店舗として登録してしまった経緯がありました。元々、そこで作業をしておりまして、隣接の方は以前と変わらない、クリーニング工場の時と変わらないですが、今回また再開するというので、その辺は命令としてはできないですが、お願いとして今後説明していただくようには考えております。

(中村会長) 今の答弁の中で新しい事実というか、元々区画整理をする前、地区計画も掛かる前に、その場所でクリーニング工場だったんですね。

(米山主査) 計画しているのと同じような形態です。

(中村会長) 引火しないものを使っている、ドライではないですね。

(米山主査) そうですね。

(中村会長) ドライクリーニング以外の工場だったと。それが区画整理事業の換地で一回出て行かれて、戻って来た時に店舗として登録したと。今度、それを戻したいと。

(米山主査) はい。手続き的には、一旦店舗になってしまったので、申請者のご意向としては、戻したいと。

(中村会長) と言うところから始まって、ただ新規なので平塚土木事務所からの手続きが始まって、繰り返しになるけども下水それから消防、保健所、建築基準はクリアーしている。ただ、竹下先生の言うとおりの振動に関しては、そもそも事前のあれがないということで、しかも類似事例を町の中で探しても純粋な測量ができなかったということですね。ただ、設置者としては機械の設置に関しては配慮するということは、おっしゃっていると。

(米山主査) はい。

(藤沢委員) ちょっと確認させていただきたいのですが、これは共同住

宅の一部を借りて営業なんですか。これの少し東の方に、確かクリーニング屋さんがあるんですよね、その方はそこで水洗いをしない。洗濯は、海老名市の門沢橋の所でどうもやっているらしい。それだけに、私は配慮が必要なのかと。この方よりも、東の方にありますよね。あなたがたも、ご存じでしょう。従前にやっていたかもしれないけども、わざわざ借りてやっているんだからやむを得ないと言え、やむを得ない。それだけに私は、やはりこの際にある程度のお認めになるにしても、ある程度の条件がクリアーできるようにしないと。いろいろな申請があって、それをチェックするには、自治体では随分お金が掛かる訳ですよ。住民からの苦情があれば、職員も嫌な思いをしながら、お金を掛けてやっていく。次善の策を、私はもう少し調べてからあるんじゃないかなと。

(中村会長) ご意見としては、もっと調査が必要ということですか。それともいろいろ条件を、付けるべきということですか。

(藤沢委員) 条件というより説明が違っているんですよ。水洗い、水洗いだと言われるけど、酢酸樹脂エマルジョンを30%使っていて、私は説明が違くとまずいと思うんですよ。条件がどうのこうのよりも、そういった物が違っている。説明者は、水洗いですと。こちらは、酢酸樹脂エマジュール30%使ってますよと、それをそのまま公共下水に流していると、それでは柳島の流末はどうなんだろうと。

(中村会長) そこについては、説明の訂正をされましたよね。下水に関しては、確認しているということですよ。そこは、説明がまずかったことは正しいし、資料に関しても水洗いと書いてあるんですよね。書いてないの。

(米山主査) 水洗い洗濯機という名称です。

(中村会長) だから、水洗いしていると説明書には、ないのね。書類の訂正は、必要ない。ただし、口頭の説明の中で不十分な説明があったということは事実ですよ。

(米山主査) 申し訳ございません。

(中村会長) ただ一方で、下水の問題に関しては確認は取れています。

他にご意見はございますか。出てきた意見の中で、複数の方からあったのが、後日本当にこのとおりやってくれるのか、チェックをしないというお話と、振動に関しては事前にはどうしようもないとはいえ、元々の長いお付き合いがあったかもしれないが、純粹に考えると機械を置くわけですから、振動が起きることが絶対にゼロとは言えない。騒音規制法で55デシベルとなってくると、元々の地区計画の意図から勘案するとその部分には十分に注意する。あと、桜井先生がおっしゃったことで、近隣に対するご説明ということが、お願いをしたい。3つのことは、必要なことだと思います。しかしながら、それ以外の点に関しましては、今説明の中にございましたように、環境に配慮すべき周辺環境への影響に関しては、特定行政庁の経緯もあって大きな問題がないものと私は考えておりますが、委員のみなさまどうでしょうか。他にご意見等ございますか。そうしますと、今申し上げましたことについて、事務局の方で責任を持ってご指導をいただくと。もし、問題が起きた場合には、当然ながらそれなりの対応を、しないといけないということを前提として、この件に関しては審議を終えたいと思います。今の条件の元で、寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16第1項の許可については、今の条件を明記した上で認めるとしましょうか。その方が安全ですかね。今の条件を文案していただいて、その上で認めるという形でまとめたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員) はい。

(中村会長) はい、ありがとうございます。

(藤沢委員) それは、そういう文章が入るんですか。

(中村会長) 入れて貰うようにします。意義なしということで、ありがとうございます。

これより答申書案を作成しますので、案ができあがるまでしばらくの間休憩を。

(中村会長) それでは、再開いたします。桜井先生は、所用のため中座されました。みなさまのお手元にいただきました答申書でございます。附帯意見のところですが、1. 申請どおりの内容で作業を行っているか、寒川町が確認すること。2. 作業機械の振動及び騒音に関して、騒音

規制法の規制値を下回っているかを確認すること。3. 近隣住民に対して、事前に十分説明を行うこと。ということを経済意見として付けて町の方でもきちんとの後の事前の説明等の活動、それから操業後の状況の確認を行っていただくということで経済意見を付けました。これによりよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし。

(中村会長) ご協力、ありがとうございます。それでは、この答申書で答申してまいりたいと思います。

(事務局) 答申書作成中

(中村会長) ただ今より、本日の諮問に対する答申をいたします。

寒 都 計 審 第 5 号  
平成23年1月25日

寒川町長 山上貞夫 様

寒川町都市計画審議会会長  
中村文彦

「寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
第16条第1項の許可について」について (答申)

平成23年1月25日付け、寒都第342号で諮問のありました下記のことについては適当と認めます。

なお、当審議会としては、次の意見を附することといたします。

記

寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例  
第16条第1項の許可について

附帯意見

1. 申請どおりの内容で作業を行っているか、寒川町が事後確認すること
2. 作業機械の振動及び騒音に関して、騒音規制法の規制値を下回っているかを確認すること。
3. 近隣に対して、事前に十分に説明を行うこと

(山上町長) どうもありがとうございました。

本日は、寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例第16条第1項の許可について、答申をいただきまして大変ありがとうございました。また、今年度の本審議会で予定している会議は、本日が最後の予定でございます。平成21年4月から委員のみなさまにお願いしている2年間の任期が、本年3月で満了いたします。この間、第6回線引き見直し、リサイクルセンターの都市計画の決定など、難しい案件をご審議いただき大変ありがとうございました。今後ともご指導、ご協力の程をよろしく申し上げまして、甚だ簡単ではございますけどもお礼の言葉とさせていただきます。誠に、ありがとうございました。

(中村会長) ありがとうございます。町長は、ここで退室されるとのこと。

(山上町長) ありがとうございます。

(中村会長) 申し上げにくいのですが、今の答申のタイトルですが、出だしの寒川町のところにかぎ括弧を付けて、許可についてに括弧をつけないと、ついてついてになりますので、かぎ括弧を付けます。これは日本語としては、ほぼ正しくて、かぎ括弧寒川町・・・許可についてかぎ括弧とじですね。あとは、事務的にお願いします。

それでは、本日の議題は全て終了となります。この後、報告事項がございますが、お時間が超過していますので、迅速にご説明いただくのをお願いして、進行を事務局にお返しいたします。

(前原部長) 会長、副会長、どうもありがとうございました。また、委員のみなさまにおかれましても、様々な方面からご審議いただきまして無事に答申をいただきまして誠にありがとうございました。次第の4の報告事でございます。都市計画道路の見直しにつきましてご報告をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(佐々木課長) それでは、都市計画道路の見直しについて説明させてい

たきます。

【資料 3・4 にて説明】

(前原部長) 今、報告をさせていただきましたが、何かご質問等がございましたらよろしくお願いたします。

(竹下委員) 教えて欲しいのですが、社会状況がこれから寒川町で急速に進んでいくんじゃないかという感じがするんですが、教えて欲しいことが二つありまして一つは、さがみ縦貫道路というのはだいぶできてきているようですが、いつ具体的に供用が始まるのか。実際に供用が始まったら、アクセス道路というのは急速に圧力が高くなりますよね。状況が全然変わってしまうと思います。交通量も流れが、全然変わってしまいますし、推定されていないとちょっと対応が遅れてしまうのではないかというのが心配ですね。もう一つは、この前の新聞を見たら東海道新幹線が寒川町の近くに来るかもしれないと出てたと思うのですが、実際に誘致活動をやらないと、なかなか実現が課題だと思うのですが、それがあるとするとまた道路関係だとか交通状況に大きな影響を及ぼすのではないかと思うのですが、そのあたりについてどういう風に考えられているのかご紹介していただければ有り難いと思うのですが。

(佐々木課長) 一点目のさがみ縦貫道路の供用開始予定時期のご質問でございます。今、国の方で言われておりますのが、平成 24 年度、平成 25 年 3 月までには何とか供用を開始したいということで、鋭意作業が進められております。それから新幹線新駅のお話がございました。いろいろと新幹線の新駅等につきましては、期成同盟会のご意見もございまして町の新幹線新駅対策課というものを作っております、リニアの関係も含めた中で鋭意協議されていると私は認識しております。その中で、非常にさがみ縦貫道路は二つのインターが寒川町にできるということで、南インターにつきましては、藤沢大磯線、西久保から産業道路まで暮れの 12 月 22 日に暫定の 2 車線で供用を開始しております。これはただ、本格は 4 車線ということで、供用開始につきましては、縦貫が供用を開始した後と同時に整備されるということを県の方から伺っております。それから、寒川の北側のインターチェンジでございしますが、これは柳島寒川線に現在接続されている形態でございまして、ここに先ほどの(仮称湘南台寒川線の路線を接続して交通の利便性を図ろうという



計画の中で現在動いているのが現状でございます。簡単に言いますと、そういう状況でございます。よろしくお願いします。

(前原部長) よろしいでしょうか。

(中村会長) 今の件で聞いていいですか。独り言のようなコメントを言いますが、たぶん先生のご質問はインターチェンジができることあるいは、新幹線の駅ができることによって、道路構想の流れが変わる、それがどのような影響を及ぼすのかに関してどれ位予測をしているのかということだと思ふのね。それで国がやっているのは、幹線クラスでたぶん県はそれに準じたことしかやっていなくて、しかもあの道路の料金がいくらなのか非常に不透明な状況になっておりまして、料金によってはすごいことになるし、料金によっては逆にすごいことになるということが分かっております。予測は難しいんだけど、一般にあるのは今129号を走っている車、16号を走っている車が乗っかってくる状況が出てくる。それに合わせて、今おっしゃった二つのインターの出入りの仕方は、我々の想像を超えた物がでてくるんですよ。それで、それを受け止める道路が、仮にしょぼいと抜け道を探しだすんです。その抜け道を探し出した車が、最悪ですと通学、住環境に悪い所に入る可能性があるということからすると、そこまでいかないと思うのですが、住宅地の環境を守るべきエリアがどこか、そこに関しては抜け道にならないようなことを、少し考える作業を交通に係る部署の方であることをお勧めします。

(鈴木委員) 今、会長が言われたのとほぼ似ているのですが、それに加えてですね、湘南台寒川線の土地利用との整合ということで、この内容だけではちょっと不透明というか不確定的な内容で、本当にこの内容どおり位置付けられたというふうに断定的な表現になっているが、今の会長の質問の内容で総合的な交通体制というのは、どのように町は考えているのでしょうか。

(前原部長) 今の湘南台寒川線でございますが、これにつきましては今お話のとおり北インターチェンジに向けて西の方、藤沢方面まで繋げる道路ということで、今、県の力を得ながら検討しているところです。それについては、4車線の道路が通るところですが既存の宮山倉見13号線という道路がございますけども、これは縦の道路です。これもやはり

ある程度、きちんと整備しませんでしたと町内からのアクセス、町内へのアクセス、歩行者等の安全策もやっていかないといけない。幹線としては、町として北インターチェンジ周辺の道路としましては、重点的に考えているということです。南の方は、今説明させていただきましても藤沢大磯線、これは県道でございまして銀河大橋に直線的に行く道路でございしますが、これも今、4車線化に向けて平成24年度の末に縦貫道路が開通見込みということで、4車線化もこれに合わせて検討協議していきます。やはり町道との取付の部分の安全性とか、周辺道路への環境も協議を重ねているというところがございます。あとは、機能回復道路で縦貫道路の下でいろいろ町道が分断されますので、生活の利便性あるいは周辺の農地等へ行く際の利便を確保するために、機能回復道路の調整もこれは国の方あるいはネクスコ中日本と折衝しているところです。

(中村会長) 今の話で心配なのは、4車線クラスの道路が出来た時に、その沿道がどうなっていくのかということところです。ありがちな話しからいくと、インターチェンジの周りに特定な建物が集まることから始まって、倉庫業これはある意味いいのかな。都市計画の方では、インターチェンジ周りがどうも無法地帯になっているということで、やっと都市計画区域というのを作ったばかりで。同じようなことが、インターチェンジで幹線クラスの道路が、日本中起きています。寒川町のまちづくりでみなさん一生懸命やってらっしゃる中で、縦貫に付随する道路が幹線クラスに格上げされていく。その沿道に関して、どういう方針を持っていくのか。一步間違るとそこにドドドッて想定を超えたものがでてきて、それが町の中の商業、工業のバランスを阻害する可能性が、なきにしもあらずです。そうすると道路整備で、次にやるべきことは、沿道がどうあるべきなのか。もちろん地権者がいらっしゃるし、線引きして市街化調整の所もあるし、他のいろいろなことがかかっているのですが、それも踏まえた上で、幹線道路がこうなって縦貫ができ、それに繋がる幹線ネットワークはこういう形になっていく。新しく追加するものも入れる。その沿道がこうなるって事が、町全体の土地利用計画のバランスを取っていくんだという議論をしないとイケない。と鈴木さんの発言だと思いました。

(小沢委員) 私も12月議会の一般質問で、湘南台寒川線のアクセスについては質問させていただいた。重複してしまうが、やはり湘南台寒川線については、あの時の質問で生活道路が心配なんです。今でも、馬

場の交差点は渋滞していますので。これが正月で渋滞していて、いざインターが開通した時に、湘南台寒川線がいつになるか分からない状況で本当に町は大丈夫なんですかと、答弁をお願いしたら何とか生活道路は大丈夫でしょうという話をされたんですけども、やっぱり心配ですよ。お正月に本当に思いました私は。本当に、この計画決定を何とかいつ頃を目標にされているのか、この場で言うていただきたいのと中海岸寒川線も結構渋滞します。N T Tのあたり。その辺も、もう少し考えていただきたいと思います。

(佐々木課長) 中海岸寒川線は、N T Tのお話かと思いますが、毎年県に対して要望を上げていますし、なかなか神奈川県道の道づくり計画というような上位計画がございまして、ここに位置付けされていませんと。なかなか十年以内に、整備が行われぬというお話がございまして、できるだけそちらの方に上位計画に上げていただきたいということで、毎年要望はさせていただいているんですけど、なかなか県下の中でいろいろ希望が多いと、各市町で。こういう中で当然私どもも、県道から県道に接続されていますけども、今委員さんがおっしゃるとおり非常に大きな踏切もあった関係で、交通渋滞が多いということも含めた中で、要望させていただいておりますので、今後お願いしてまいりますのでご理解をお願いいたします。あと、湘南台寒川線の都市計画決定のお話ですけど。

(前原部長) それにつきましては、なかなかいつとはっきり申し上げられないのが現状です。我々としては、一日も早くいきたいということでルートの関係で、県とすり合わせています。県の都市整備部長から電話をいただいたりしてはいますけど、向こうも早くと。あと、大変申し訳ないですが、時期的にはまだ不明確ではございますけども、先ほどの中村会長、鈴木委員さんの話で、道路線形にまだ注目が我々自身にも頭が偏ってしまっていて、周辺の沿道をどう土地利用させるのかについて、まだ論議が足りないのかなど。今、ご意見もいただき我々の気づかされることもありましたので、そういう点で検討していかないといけないと思っております。大変申し訳ないですが、ちょっと苦しいので。

(大川委員) この場でお話するのが適当かどうか分かりませんが、要望的にお話ししますと、藤沢大磯線は暫定路線で開通したというのですが、実際はインチキ道路なんです。なぜかという、町道が交差していてそこより1 m位高い所に造っている。ですから、旧県道丸子中山線の田

端の三堀委員の南の信号は、新しい藤沢大磯線を旧県道より30cm高いですよ。あんまり危ないので、茅ヶ崎警察署に要望に行った時に、もう少しならかにさせるようにということで、藤沢土木事務所に要望しまして、それで町の前原部長にお手伝いいただいて、信号を付けたのですが、前に議員をやっていた石黒宏平議員の倉庫の辺りが富士山みたいに高くて。やはり設計の段階で、おそらく藤沢土木事務所が直接設計しないでどこかの業者に投げたと思うんですよ。それがちゃんと町道との交差点が平らにならないで造っちゃったんで、暫定のインチキ道路になっちゃったんですけどね。まあ、出来上がっちゃったんで始めからやり直せともいれないから、取りあえず今は、認めているんですけどもね。田端の者としては、とにかく北側の畑は、雨が降ると水浸しになって耕作できないです。そういうことからして、前は国県対策課があったが今はなくなった。もう少し、その辺の連絡を密にさせていただいて、周辺住民が出来て良かった道路だという感覚の中で、今日は茅ヶ崎警察署長さんも来ておられますけども、いろいろ申し上げて申し訳ありませんでしたけども、何しろ上側はさがみ縦貫、下側は県道でやっておりますけども、やはりさがみ縦貫道路の場合は横浜国土事務所の藤沢出張所、大磯出張所の職員がしょっちゅう来まして、工事の説明、業者を交えてこういう工事を始めますからと回覧板を回して下さいとやるんですけども、藤沢土木事務所は自治会への連絡もなければ、町への連絡もなく、いきなり工事を始めて、道路を通行止めってやるんですね。ですから、国のやり方に比べて県のやり方が、非常に土木事務所の質が落ちているので、今後湘南台寒川線の工事もあるはずですから、やはり地元の調整をきちんとやりながら、造ってもらって良かったという道路にしてもらおうように、担当課のご協力をお願いしたい。

(前原部長) いろいろな面で、ご迷惑を掛けた道路でございました。我々も県と連絡が少し不十分だったのかなと反省しているところでございますので、また本供用の開始に向けて高さの関係も調整に入っておりますので、今後もっときちんと調整していこうということで内部も固めておりますので、今後はもう少しきちんとやっていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。この件につきましては、よろしいでしょうか。その他ということですが、私どもとしてはございません。委員のみなさまから、何かございましたらよろしく申し上げます。よろしいでしょうか。以上で本日予定しておりました内容については、全て終了いたしました。先ほど、町長の方からご挨拶申し上げましたけども、今年

度の審議会内容は本日で終了ということで、ありがとうございました。ただ、任期はまだございます。また案件につきましては、臨時で飛び込みで入ることもございます。その時には、よろしくご出席いただきますようお願い申し上げます。最後に閉会にあたりまして、三堀副会長よりご挨拶をお願いします。

(三堀副会長) 長時間に渡りましてご審議ありがとうございました。任期の方が、今年の3月31日ということで2年間の任期を終えるということで、先ほど町長の方からもお礼のお言葉があったかと思えますけども、みなさま公私とも大変お忙しいみなさま方でございます。2年間大変ありがとうございました。おかげさまで、十分なる審議ができたと感じております。部長によれば、場合によってはあるかもしれないということですが、一応これで本審議会の予定は、終わりということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事務局) どうも、ありがとうございました。

[この議事録は、文章形式に編集させていただいています。]

#### 資料

資料1 議題説明用資料

資料2 議題説明用スライド資料

資料3 都市計画道路見直し方針

資料4 都市計画道路見直し方針説明用スライド資料

参考資料1 寒川駅北口地区地区計画

参考資料2 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

参考資料3 寒川町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則

議事録承認委員及び  
議事録確定年月日

出席委員全員により承認

(平成23年3月4日確定)